

○田川地区清掃施設組合単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準
に関する条例

平成 25 年 2 月 22 日

条例第 5 号

田川地区清掃施設組合単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例
(平成 13 年条例第 7 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公営企業労働関係法(昭和 27 年法律第 289 号)附則第 5 項の規定
に基づき、田川地区清掃施設組合に勤務する単純な労務に雇用される一般職に属する職
員(以下「職員」という。)の給与の種類及び基準を定めるものとする。

(職員の範囲)

第 2 条 職員の範囲は次の各号のいずれかに該当する者のうち、技術監督者及び行政事務
を担当する者以外のものをいう。

- (1) 一般技能職員
- (2) 一般技能職員に類する職員

(給与の種類)

第 3 条 この条例による給与は、給料及び手当とする。

- 2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いた全額とする。
- 3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿
日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末勤勉手当及び勤勉手当とする。

(適用除外)

第 4 条 前条に規定する給与のうち、扶養手当、住居手当及び勤勉手当は、地方公務員法
(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項の規定により採用された職員については、
支給しない。

(規則への委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する

附 則（令和 2 年条例第 8 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。